

山形市地域公共交通協議会設立総会

日時 令和6年5月31日（金） 10時～

場所 市庁舎10階 1001会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 仮議長の選出について

5 協 議

山形市地域公共交通協議会規約（案）の制定について

資料1

6 閉 会

山形市地域公共交通協議会 設立総会
出席者名簿

(敬称略)

所属	職名	氏名	規約上の構成員区分	備考
山形市企画調整部	部長	伊藤 哲雄	山形市長又はその指名する者	
東北芸術工科大学	教授	吉田 朗	学識経験者	
東日本旅客鉄道株式会社東北本部	企画総務部 経営戦略ユニット企画課長	箸方 稔	区域内の公共交通事業者	
山交バス株式会社	取締役営業部長	後藤 利樹	〃	
山形地区ハイヤー協議会	会長	石川 康夫	〃	
山形市自治推進委員長連絡協議会	会長	宮舘 照彦	利用者代表	
山形商工会議所	地域振興課長	後藤 新也	〃	
国土交通省東北運輸局山形運輸支局	首席運輸企画専門官	角張 英恵	区域内の地方運輸局	代理出席
山形県村山総合支庁総務課連携支援室	室長	菅野 光昭	都道府県	
国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所	調査課長	杉山 義浩	区域内の道路管理者	
山形県村山総合支庁建設部道路課	道路管理専門官	後藤 正孝	〃	代理出席
山形市都市整備部道路維持課	課長補佐	金子 健二	〃	代理出席
山形警察署	交通第一課長	押切 貴大	区域内の警察署	
山形県交通運輸産業労働組合協議会	欠席		一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	

山形市企画調整部公共交通課	課長補佐	布施 浩治	事務局
	課長補佐(兼) 交通結節係長	関 長英	
	地域交通戦略係長(兼) 仙山連携推進担当室主幹 (連携推進担当)	柏田 康太	
	交通ネットワーク係長	小玉 正樹	
	主査	大場 千華	
	主任	大澤 茉歩	
	主事	須藤 晶也	

山形市地域公共交通協議会規約（案）の制定について

1 目的

山形市地域公共交通協議会の設立にあたり、協議会の所掌事項等を定める規約を定めるもの。

2 協議会の組織体制

協議会と専門部会で構成する。

協議会…原則年1回開催し、原則全ての構成委員が出席する。

協議内容は前年度の取組実績、今年度の取組状況等。

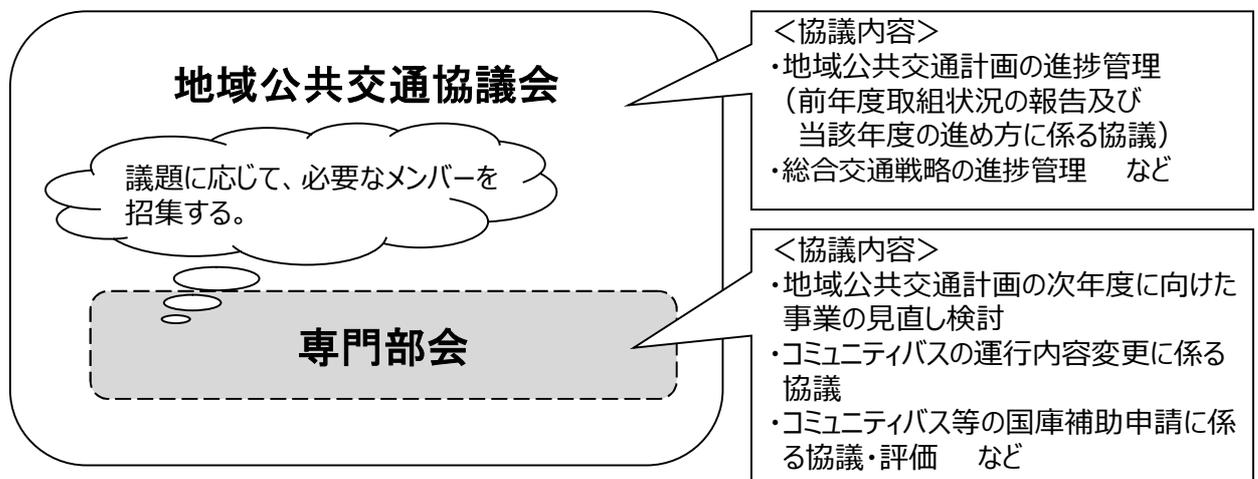
専門部会…必要に応じて開催する。

構成委員は協議内容に応じて協議会構成員から市長が選任する。

協議内容は専門的な協議又は調整等。

専門部会で承認した事項は原則協議会での承認が必要であるが、緊急を要する事項又は専門性の高い事項は、専門部会での承認をもって協議会での承認とみなすことができる。その場合、専門部会の承認直後に開催される協議会へ報告を行う。

<協議会の組織図>



3 山形市地域公共交通協議会規約（案）

別紙「山形市地域公共交通協議会規約（案）」のとおり

4 制定時期

令和6年5月31日

5 その他

本協議会の規約の制定を踏まえ、山形市地域公共交通会議を廃止し、山形市公共交通活性化協議会及び山形市総合交通戦略協議会を解散する。

山形市地域公共交通協議会規約（案）

（目的）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定による地域公共交通計画（以下、「交通計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な公共交通等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議を行い、あわせて、都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日付国都街第77号）の規定による都市・地域総合交通戦略（以下、「戦略」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、山形市地域公共交通協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を山形市旅籠町二丁目3番25号山形市役所内に置く。

（所掌事項）

第3条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 戦略の策定及び変更の協議に関すること。
- (7) 戦略の取組に係る連絡調整に関すること。
- (8) 戦略に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (9) 協議会の運営方法その他協議会の目的を達成するために必要な業務。

（構成員）

第4条 協議会の構成員は、別表に掲げる者（法人又は団体にあつては、当該法人又は団体の長が指名する者）とする。

2 構成員の任期は、2年とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 構成員は再任を妨げない。

（役員）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監 事 2人

2 会長は、山形市長又はその指名する者をもって充てる。

3 副会長及び監事は、構成員の中から互選する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 構成員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該構成員の出席とみなす。

4 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

ただし、実施する事業を決定する場合は、当該事業の実施にあたり、関係する事業者などから予め同意を得るものとする。

5 会長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 会議は、書面にて協議することができる。

7 会議は、原則として公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事運営及び個人情報等の取扱い等については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 構成員は、会議において協議が整った事項については、その協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

第9条 会長は、第3条各号に掲げる事項について専門的な協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、構成員のうちから会長が指名する。

3 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は専門部会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

4 専門部会で議決された事項は、原則協議会での承認を要する。ただし、緊急を要する事項又は専門性の高い事項は、専門部会での議決をもって協議会での承認とみなすことができる。その場合、専門部会での議決の直後に開催される協議会において報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、山形市企画調整部公共交通課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が指定した者をもって充てる。
- 4 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 11 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 12 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第 13 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(協議会が解散した場合の措置)

第 14 条 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、事務局において決算する。

(補足)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 6 年 月 日から施行する。

別 表

構成員	備 考
山形市	山形市長又はその指名する者
学識経験者	
東日本旅客鉄道株式会社東北本部	区域内の公共交通事業者
山交バス株式会社	〃
山形地区ハイヤー協議会	〃
山形市自治推進委員長連絡協議会	利用者代表
山形商工会議所	〃
国土交通省東北運輸局山形運輸支局	区域内の地方運輸局
山形県村山総合支庁総務課連携支援室	都道府県
国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所	区域内の道路管理者
山形県村山総合支庁建設部道路課	〃
山形市都市整備部道路維持課	〃
山形警察署	区域内の警察署
山形県交通運輸産業労働組合協議会	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体